

(証券コード：3948)

2026年3月9日

(電子提供措置の開始日 2026年3月5日)

株 主 各 位

東京都八王子市東浅川町553番地  
光ビジネスフォーム株式会社  
代表取締役社長 松 本 康 宏

## 第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「2026年定時株主総会招集通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://hikaribf.co.jp/ir-cat/shareholders/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、上記の当社名又は証券コード「3948」を  
入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することが  
できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述  
のご案内に従って2026年3月26日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますよう  
お願い申しあげます。

また、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし  
て株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますので  
ご了承ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年3月27日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都八王子市東浅川町553番地  
光ビジネスフォーラム株式会社 本社  
※ 会場が昨年と異なりますのでご注意ください。

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項** 第58期 (2025年1月1日から2025年12月31日まで) 事業報告、計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- 会社提案** (第1号議案から第3号議案まで)
- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 取締役6名選任の件
- 第3号議案** 監査役2名選任の件
- 株主提案** (第4号議案から第6号議案まで)
- 第4号議案** 剰余金を処分する件
- 第5号議案** 社外監査役 金光明洋氏解任の件
- 第6号議案** 監査役 宮下晃氏解任の件

**当社取締役会は第4号、第5号及び第6号の各議案に反対しております。**

### 4. その他株主総会招集に関する事項

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、当日定刻までにお越しいただけない場合、会場への入場をお待ちいただく場合がございますので、当日の総会運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。

交通機関の遅延等不測の事態の場合には、開始時刻を繰り下げ等の対応をとることがあります。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## 事前行使をしていただける場合

### ◎書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限**

2026年3月26日(木曜日)午後5時30分到着まで

### ◎インターネットによる議決権行使



5頁の「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

**行使期限**

2026年3月26日(木曜日)午後5時30分入力完了分まで

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時**

2026年3月27日(金曜日) 午前10時

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

各議案の賛否をご表示ください。

### 【第1、4、5、6号議案】

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

### 【第2、3号議案】

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印

全員反対の場合：「否」の欄に○印

一部の候補者を反対する場合：

「賛」の欄に○印をご表示のうえ、  
反対する候補者の番号をご記入く  
ださい。

## ■ 議決権行使書用紙の記載例

記載例は、会社提案にすべて賛成・第4、5、6号議案の株主提案に反対の場合のものです。

| 会社提案      |           |                |  |           |                |  |
|-----------|-----------|----------------|--|-----------|----------------|--|
| 第1号<br>議案 | 第2号<br>議案 | (下の候補<br>者を除く) |  | 第3号<br>議案 | (下の候補<br>者を除く) |  |
| ○         | ○         |                |  | ○         |                |  |
| ○         | ○         |                |  | ○         |                |  |

第1号議案から第3号議案までは  
当社取締役会からご提案させてい  
ただき議案です。

| 株主提案      |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 第4号<br>議案 | 第5号<br>議案 | 第6号<br>議案 |
| ○         | ○         | ○         |
| ○         | ○         | ○         |

第4号議案から第6号議案ま  
では一部の株主様からのご提  
案です。

**当社取締役会は、第4号議案から第6号議案(株主提案)に反対しております。**

**当社取締役会の意見にご賛同いただける場合、株主提案には「否」の欄に○印をご表示ください。**

インターネットと書面により、二重に議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。また、インターネットによって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。

書面により議決権を行使された場合の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合には、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2026年3月26日（木曜日）午後5時30分まで

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータル\*トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使\*トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶<https://www.web54.net>

## ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
- 1・4・7・10月の第1曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

## お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期における我が国経済は、企業業績の好調さや雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しを背景に景気はゆるやかな回復基調を辿りました。一方、米国トランプ政権による通商政策の影響、ウクライナや中東情勢の膠着化に伴う地政学的リスクの高まりによる原材料・エネルギー価格の高騰、また国内における労働力不足や物価上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

フォーム印刷業界におきましては、デジタル化の進展やクラウドサービスの普及により、印刷物の必要性が低下し、また環境に対する意識の高まりから、印刷需要は今後も減少が見込まれます。加えて原材料費やエネルギー価格、物流費等の高騰により、厳しい状況が続いており、デジタルソリューションへの移行や、付加価値の高い印刷サービスの提供、さらには従来の印刷技術・ノウハウを活かした新たな分野への進出など、ビジネスモデルの転換が求められております。

このような情勢の中、当社は、「印刷関連」分野では、社会情勢を踏まえた適正価格での販売、「DPP」分野では戸籍法やマイナ保険証などの法令・制度改正の特需の取り込みや、お客さまにとって費用対効果の高い印刷物やデジタルサービスの提供及び長年にわたり個人情報を取り扱ってきた企業としての実績・信頼を強みとした自治体との取組みの強化、「WEB」「BPO」の分野では、アウトソーシング事業の取り込みや従来のビジネスフォーム印刷と情報処理の技術を総合的に組み合わせたサービスの提供を図ってまいりました。

製造部門におきましては、印刷機能を野田工場へ集約したことにより、運営コストの削減や生産効率・稼働率の向上を図り、集約化の効果発揮に努めました。また国内におけるランサムウェア被害の増加を踏まえ、サイバー攻撃や情報漏洩などのセキュリティインシデントに対応する専門チームであるCSIRT（シーサート）の設置や情報セキュリティ基本方針を策定し、セキュリティ体制を一層強化しました。さらには法令遵守、内部統制、ISO、個人情報保護等の諸活動を通じて、社員教育にも継続的に取り組みました。

以上のとおり、営業・生産・管理各部門においてそれぞれの体質強化策を推進してまいりました結果、売上高は7,743百万円（前期比2.2%減）、経常利益280百万円（前期比26.6%増）、当期純利益151百万円（前期比5.9%減）となり、前期に比べ減収・減益となりました。

## (2) 当社が対処すべき課題

国内における経済は今後も緩やかな回復基調が続くと見込まれますが、米国による関税引き上げ、地政学的なリスクによる原材料・エネルギー価格の高騰、国内における物価上昇など、経済環境は予断を許さない状況となっております。

フォーム印刷業界におきましては、企業や行政機関におけるデジタル化、ペーパーレス化の進展により、従来の印刷需要の減少傾向は続き、また原材料費の高騰や人件費の上昇といったコスト面の圧力も増しており、厳しい経営環境が続くと予想されます。

このような情勢の中、当社は、フォーム印刷におきましては、引き続きお客さまのご理解を得ながら社会情勢を踏まえた適正価格での販売促進への取り組みや、従来の印刷機からデジタル印刷機への切替えによる環境負荷軽減を意識した環境配慮型の製品の提供、印刷物とデジタルサービスを合わせたハイブリッド型情報提供など、新たなビジネスへ展開していくことが求められております。生産面におきましては、旧高尾工場の修繕・改修を行い、新たな生産拠点としての整備を進めることで生産能力を増強し、売上拡大に繋げられるよう取り組んでまいります。またサイバー攻撃による個人情報の漏洩事案増加に対応し、さらなるセキュリティ体制の強化を図ってまいります。さらに人事制度改革や働き方改革、女性活躍推進、教育・研修を充実させることにより人的資本を強化し、従業員の自発的な成長を促すことで企業の競争力を高め、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## (3) 資金調達の状況

当期の所要資金につきましては、自己資金により賄っております。

(4) 設備投資等の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は416百万円であります。その主な内容は、プリンター・加工機等の機械装置（リース資産及び建設仮勘定を含む）に263百万円、サーバー・パソコン等の工具器具備品（リース資産を含む）に88百万円、電気設備等の建物附属設備に59百万円であります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産および損益の状況

| 項目            | 期別<br>第 55 期<br>(2022年12月期) | 第 56 期<br>(2023年12月期) | 第 57 期<br>(2024年12月期) | 第 58 期<br>(2025年12月期) |
|---------------|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 売上高(百万円)      | 11,994                      | 9,876                 | 7,915                 | 7,743                 |
| 経常利益(百万円)     | 1,975                       | 1,308                 | 221                   | 280                   |
| 当期純利益(百万円)    | 1,272                       | 748                   | 161                   | 151                   |
| 1株当たり当期純利益(円) | 220.99                      | 132.70                | 28.87                 | 27.73                 |
| 総資産(百万円)      | 11,880                      | 11,376                | 11,099                | 11,555                |
| 純資産(百万円)      | 8,918                       | 9,427                 | 9,335                 | 9,371                 |

(注) 1. 金額は1株当たり当期純利益を除き、百万円未満端数を切捨てて表示しております。  
2. 1株当たり当期純利益の算出は期中平均発行済株式数によっております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

コンピューター用出力帳票、諸事務・計測器などの機器に用いる用紙類の製造、販売並びに関連消耗品類の販売、データ出力業務及びデータ・エントリー業務。

(12) 主要な営業所、工場およびセンター（2025年12月31日現在）

本社および本社事務所

| 事業所名  | 所在地     |
|-------|---------|
| 本社    | 東京都八王子市 |
| 本社事務所 | 東京都新宿区  |

事務所、営業所および支店

| 事業所名    | 所在地      |
|---------|----------|
| 新宿事務所   | 東京都新宿区   |
| さいたま営業所 | 埼玉県さいたま市 |
| 多摩営業所   | 東京都八王子市  |
| 大阪支店    | 大阪市北区    |

工場

| 事業所名 | 所在地    |
|------|--------|
| 野田工場 | 千葉県野田市 |

センター

| 事業所名      | 所在地     |
|-----------|---------|
| DPP第1センター | 東京都八王子市 |
| DPP第2センター | 東京都八王子市 |

(13) 従業員の状況（2025年12月31日現在）

| 区分     | 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年令  | 平均勤続年数 |
|--------|------|--------|-------|--------|
| 男性     | 285名 | 4名減    | 43.7才 | 17.0年  |
| 女性     | 106  | 3名増    | 38.5  | 10.6   |
| 計または平均 | 391  | 1名減    | 42.3  | 15.3   |

(注) パートタイマー（120名）を含む従業員数は511名であります。

(14) 主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 15,400,000株                  |
| (2) 発行済株式総数  | 5,381,137株(自己株式 434,157株を除く) |
| (3) 株主数      | 3,082名                       |
| (4) 大株主      |                              |

| 株主名                                                                                                             | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| ESG投資事業組合                                                                                                       | 581     | 10.79   |
| 内外カーボンインキ㈱                                                                                                      | 550     | 10.22   |
| THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED・HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028・394841 | 332     | 6.17    |
| 村上 文江                                                                                                           | 255     | 4.73    |
| LNS MANAGEMENT PTE. LTD.                                                                                        | 245     | 4.55    |
| 瀬戸 政春                                                                                                           | 174     | 3.23    |
| 光ビジネスフォーム従業員持株会                                                                                                 | 155     | 2.89    |
| エム・ビー・エス㈱                                                                                                       | 141     | 2.63    |
| ㈱日本カストディ銀行(信託口)                                                                                                 | 130     | 2.41    |
| ㈱ミヤコシ                                                                                                           | 122     | 2.27    |

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
- ①譲渡制限付株式報酬制度  
当社は、2021年3月30日開催の第53回定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。
  - ②当事業年度中に交付した株式報酬の内容  
当社は、2025年4月7日開催の取締役会における自己株式処分の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として、2025年4月25日付で下記のとおり自己株式を割り当てております。

|               | 株式数     | 交付された者の人数 |
|---------------|---------|-----------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 12,529株 | 4名        |

- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の氏名等（2025年12月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                                                          |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 松 本 康 宏 |                                                                                                                        |
| 専 務 取 締 役 | 大 宮 健   | 経営企画室長                                                                                                                 |
| 常 務 取 締 役 | 渡 邊 宏 志 | 営業本部長                                                                                                                  |
| 取 締 役     | 岡 野 寛   | 管理本部長兼人事総務部長兼経理部長                                                                                                      |
| 取 締 役     | 横 山 友 之 | (一社)立飛教育文化振興会理事長、(株)BlueSeed代表取締役、太洋物産(株)社外取締役(監査等委員)、TRIBAWL(株)社外取締役、(株)ラックランド社外取締役(監査等委員)、nmsホールディングス(株)社外取締役(監査等委員) |
| 取 締 役     | 小 河 満美子 | オランジェ(株)代表取締役                                                                                                          |
| 常 勤 監 査 役 | 金 光 明 洋 |                                                                                                                        |
| 監 査 役     | 山 内 政 幸 |                                                                                                                        |
| 監 査 役     | 田 端 達   |                                                                                                                        |
| 監 査 役     | 宮 下 晃   |                                                                                                                        |

- (注) 1. 取締役横山友之氏および小河満美子氏は社外取締役であります。  
なお、社外取締役横山友之氏および小河満美子氏と当社との間では、定款第25条第2項および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。また、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役金光明洋氏、田端達氏および宮下晃氏は社外監査役であります。

また、金光明洋氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 監査役金光明洋氏、山内政幸氏、田端達氏および宮下晃氏と当社との間では、定款第32条第2項および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
4. ① 取締役横山友之氏は、公認会計士として財務・会計に関する高い専門性を有しています。
- ② 取締役小河満美子氏は、㈱みずほ銀行の支店長ほか、みずほフィナンシャルグループの要職を長年に亘り歴任し、財務・会計・内部統制に関する相当程度の知見を有しています。
- ③ 監査役金光明洋氏は、これまでに㈱みずほ銀行業務監査部、ユニゾホールディングス㈱経営企画部等において豊富な実務経験等をもとに企業経営に係る相当程度の知見を有しています。
- ④ 監査役山内政幸氏は、旧㈱富士銀行の支店長および当社役員等を長年に亘り歴任し、当社の業務内容、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
- ⑤ 監査役田端達氏は、大和証券グループ会社の役員等を長年に亘り経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
- ⑥ 監査役宮下晃氏は、日通商事㈱(現NX商事㈱)及び同グループ会社の要職を長年に亘り経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

## (2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

| 氏名   | 退任日        | 退任理由 | 退任時の地位および重要な兼職の状況 |
|------|------------|------|-------------------|
| 水野晴仁 | 2025年3月28日 | 任期満了 | 常務取締役営業本部長        |
| 岩永清範 | 2025年3月28日 | 任期満了 | 監査役               |

## (3) 取締役および監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額および員数

| 区分               | 報酬等の種類別の額(千円)      |               |               | 計(千円)               | 員数(名)    |
|------------------|--------------------|---------------|---------------|---------------------|----------|
|                  | 基本報酬               | 業績連動報酬等       | 非金銭報酬等        |                     |          |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 77,700<br>(16,200) | 17,300<br>(-) | 10,160<br>(-) | 105,160<br>(16,200) | 7<br>(2) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 17,820<br>(14,640) | -<br>(-)      | -<br>(-)      | 17,820<br>(14,640)  | 5<br>(4) |
| 計                | 95,520             | 17,300        | 10,160        | 122,980             | 12       |

- (注) 1. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、4.(3)②に記載する役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針と手続に従い、その金額の決定は報酬基準の範囲内で、取締役会から諮問を受けた指名報酬委員会が審議し、その答申結果を尊重して代表取締役社長松本康宏が決定します。また、取締役会は、取締役の報酬等の内容について、指名報酬委員会の答申結果に基づき報酬基準に従って決定されたものであることから、当該方針に従ったものであると判断しております。なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額であります。業績連動報酬等の額の算定基礎として選定した業績指標の内容等は4.(3)②に記載する役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針と手続に従い、明確な業績指標として経常利益および当期純利益を選択し、報酬額については指名報酬委員会に諮問し、その答申結果に基づき決定しております。

当事業年度における業績指標は次のとおり。

経常利益 280,356千円

当期純利益 151,742千円

3. 非金銭報酬等は、当事業年度における譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。株式報酬の内容及びその交付状況は2.(5)当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況に記載のとおりであります。
4. 取締役の報酬限度額は、年額150,000千円（1989年3月30日定時株主総会決議、当該定時株主総会終結時点の取締役員数は9名）であります。また、その内枠で年額15,000千円以内での譲渡制限付株式報酬制度（発行または処分する普通株式の総数は年30,000株以内）を導入しております（2021年3月30日定時株主総会決議、当該定時株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役員数は4名）。
5. 監査役の報酬限度額は、年額20,000千円（1989年3月30日定時株主総会決議、当該定時株主総会終結時点の監査役員数は2名）であります。
6. 2021年3月30日開催の第53回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金の打切り支給を決議いたしました。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。
- ・取締役2名 31,800千円（うち社外取締役一名 一千元）
  - ・監査役1名 1,400千円（うち社外監査役一名 一千元）
7. 上記のほか、当事業年度において以下のものを支払っております。
- 2021年3月30日開催の第53回定時株主総会決議に基づいて支払った役員退職慰労金（打切り支給分）
- ・取締役1名 1,000千円（うち社外取締役一名 一千元）
  - ・監査役1名 800千円（うち社外監査役1名 800千円）

## ② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針と手続

当社取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、取締役会で定めた基本方針及び決定方針に基づき支払うこととし、その内容は以下のとおりとします。

### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬とし

ての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払います。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の金銭固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した金銭報酬とし、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、定時株主総会後に支給します。目標となる業績指標とその値は、前期決算発表時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行います。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、別に定める譲渡制限付株式報酬制度に基づき支給します。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とします。代表取締役社長は取締役会の定める報酬基準に示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬:業績連動報酬等:非金銭報酬等 = 7 : 2 : 1 とします。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、当社全体の業績を踏まえ各取締役の評価を行い得る立場にある代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の職責を踏まえた賞与の評価配分とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会が報酬基準を定めるものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、報酬基準の内容に従って決定をしなければならないこととします。なお、譲渡制限付株式報酬は、取締役会決議により取締役個人別の割当株式数を決定します。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先と当社との関係

| 区分  | 氏名    | 兼職の状況                                                                                                                  | 当該兼職先と当社との関係        |
|-----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 取締役 | 横山友之  | (一社)立飛教育文化振興会理事長、(株)BlueSeed代表取締役、太洋物産(株)社外取締役(監査等委員)、TRIBAWL(株)社外取締役、(株)ラックランド社外取締役(監査等委員)、nmsホールディングス(株)社外取締役(監査等委員) | 重要な取引先その他の関係はありません。 |
| 取締役 | 小河満美子 | オレンジ(株)代表取締役                                                                                                           | 重要な取引先その他の関係はありません。 |

② 社外役員の子な活動状況

| 区分    | 氏名    | 主な活動の状況                                                                                           |
|-------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役   | 横山友之  | 当期開催した13回の取締役会の全てに出席し、公認会計士としての専門的観点から議案審議等に必要な発言を適宜行い、主に財務および会計面での実効性の高い監督等に十分な役割と責任を果たしています。    |
| 取締役   | 小河満美子 | 当期開催した13回の取締役会の全てに出席し、主に企業経営における経験と見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                     |
| 常勤監査役 | 金光明洋  | 当期開催した13回の取締役会および15回の監査役会の全てに出席し、主に企業経営における経験と見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                          |
| 監査役   | 田端達   | 当期開催した13回の取締役会および15回の監査役会の全てに出席し、主に企業経営における経験と見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                          |
| 監査役   | 宮下晃   | 当期開催した13回の取締役会のうち選任後開催の全10回、15回の監査役会のうち選任後開催の全10回にそれぞれ出席し、主に企業経営における経験と見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ・ 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 31.6百万円
- ・ 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31.6百万円

#### (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬2百万円を支払っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は定款及び企業行動規程に基づき社内規程を整備し、取締役及び使用人がこれらを遵守することにより、コンプライアンス及び業務の適正を確保する体制を確立する。また、就業規則に社内規程の遵守義務及びこれに違反した場合の制裁に関する規定を定める。
- ② 使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保するため、研修制度及びモニタリング体制を整備し、また、必要に応じて外部の専門家を起用することにより、未然に法令定款違反を防止する。

- ③市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- ④公正な取引関係を確保し、特に入札談合について発生防止を図るとともに、カルテル、優越的地位の濫用等の独占禁止法違反の行為及び取適法違反の行為を行わないよう重点的に施策を推進する。
- ⑤取締役及び使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに監査役及び社長等に報告し、適切な措置をとるものとする。
- ⑥監査役はコンプライアンス及び内部通報制度の運用に問題があると認めたときには、取締役会において意見を述べるとともにその改善策の策定を求めなければならない。
- ⑦内部通報制度を設け、法令定款遵守の体制を確保するものとする。また、内部通報窓口への通報者に限らず、公益通報者が不利益を被らないように保護規定を設けるものとする。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程及び文書管理規程に基づき、保存期間、閲覧の条件等を明確にすることとする。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理については、取締役の監督のもと各部門が権限の範囲内で日常的なリスク管理を行う。リスク管理を円滑にすべく、必要に応じて委員会等を設置するとともに、各部門が連携をとり、潜在リスクの洗い出しと課題解決を推進し、リスク発生の未然防止に努める。不測の事態が発生した場合は、危機管理規程に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部の専門家も含め、損害の発生を最小限にとどめる体制を整えるものとする。

#### (4) 取締役の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜に開催することとし、当社の経営方針にかかわる重要事項については、適宜、社長等によって事前に審議をするものとする。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行の組織、業務分担、責任者については、社内規程に定めることとする。

- (5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助すべき使用人として監査役補助者を任命することとする。
  - ② 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととし、監査役補助者の人事異動、昇給、昇格等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
  - ③ 監査役補助者は、補助業務においては監査役の指示のみに従い、監査役補助業務に充てる時間を確保するものとする。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議においてその担当する業務の執行状況や業務の適正を確保するために必要な重要事項について監査役に対して都度報告するものとする。
  - ② 使用人は、監査役による往査の機会およびそれ以外にも、その担当する業務の執行状況や業務の適正を確保するために必要な重要事実について監査役に対して都度報告することができる。報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることはない。
- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役が監査計画に基づく監査の実効性を確保するための内部統制の整備、内部監査部門との関係等の体制整備に努めることとする。
  - ② 監査役が職務を執行するうえで、監査の実施のために外部の専門家に対して助言を求める等にあたり、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと会社が証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、経営および業務執行に関わる意思決定機関としての取締役会を月1回以上開催し、経営上の重要事項を協議・決定しております。社外取締役および3名の社外監査役は取締役会にて適宜忌憚のない意見を述べており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能を担っています。

当社は、取締役会の機能を補完するために、内部統制委員会を設置し、半年に1回開催しております。内部統制委員会は、社長、各本部長、工場長、各DPPセンター長、監査部長、人事総務部長、経理部長を構成員とし、公認会計士である社外取締役を迎えて、全社的な内部統制の年間スケジュールを策定、全社員を対象とする教育および全拠点を対象とする監査を計画的に行い、オープンな報告、討議を行っております。内部統制委員会の議事内容については監査役に報告されております。

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,888,407</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>1,365,665</b>  |
| 現金及び預金          | 3,307,864         | 支払手形            | 2,596             |
| 受取手形            | 11,564            | 電子記録債権          | 231,838           |
| 電子記録債権          | 24,631            | 買掛金             | 462,153           |
| 売掛金及び契約資産       | 982,311           | リース債権           | 90,242            |
| 製品              | 171,017           | 未払金             | 186,560           |
| 仕掛品             | 21,624            | 未払費用            | 165,593           |
| 原材料             | 30,331            | 未払法人税等          | 20,774            |
| 前払費用            | 37,510            | 前受金             | 13,822            |
| 立替金             | 256,196           | 賞与引当金           | 64,134            |
| その他金            | 45,988            | 役員賞与引当金         | 17,300            |
| 貸倒引当金           | △633              | その他             | 110,649           |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,666,803</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>817,952</b>    |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,938,722</b>  | リース債権           | 229,030           |
| 建物              | 933,795           | 繰延税金負債          | 453,962           |
| 構築物             | 6,850             | 資産除去債           | 101,320           |
| 機械装置            | 76,438            | 長期未払金           | 33,200            |
| 車両運搬具           | 583               | その他             | 440               |
| 工具器具備品          | 48,367            | <b>負債合計</b>     | <b>2,183,618</b>  |
| 土地              | 2,491,745         | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| リース資産           | 283,591           | <b>株主資本</b>     | <b>8,659,016</b>  |
| 建設仮勘定           | 97,350            | 資本金             | 798,288           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>15,598</b>     | 資本剰余金           | 608,489           |
| ソフトウェア          | 9,027             | 資本準備金           | 600,052           |
| 電話加入権           | 6,571             | その他資本剰余金        | 8,437             |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,712,481</b>  | <b>利益剰余金</b>    | <b>7,648,877</b>  |
| 投資有価証券          | 1,808,934         | 利益準備金           | 199,572           |
| 長期前払費用          | 42,456            | その他利益剰余金        | 7,449,305         |
| 保険積立金           | 101,732           | 配当平均積立金         | 300,000           |
| 投資不動産           | 16,062            | 別途積立金           | 6,138,000         |
| 前払年金費用          | 672,673           | 繰越利益剰余金         | 1,011,305         |
| その他金            | 79,251            | <b>自己株式</b>     | <b>△396,638</b>   |
| 貸倒引当金           | △8,629            | 評価・換算差額等        | 712,574           |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金    | 712,574           |
| <b>資産合計</b>     | <b>11,555,210</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>9,371,591</b>  |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>11,555,210</b> |

# 損 益 計 算 書

(自 2025年1月1日)  
至 2025年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金      | 額         |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高          |        | 7,743,777 |
| 売上原価         |        | 6,092,695 |
| 売上総利益        |        | 1,651,082 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 1,448,907 |
| 営業利益         |        | 202,174   |
| 営業外収益        |        |           |
| 受取利息・配当金     | 26,489 |           |
| 有価証券利息       | 801    |           |
| 受取保険金        | 53,227 |           |
| 受取賃貸料        | 3,049  |           |
| 雑収入          | 6,577  | 90,144    |
| 営業外費用        |        |           |
| 支払利息         | 6,656  |           |
| 賃貸費用         | 442    |           |
| 固定資産除却損      | 1,740  |           |
| 支払手数料        | 2,098  |           |
| 雑損           | 1,025  | 11,963    |
| 経常利益         |        | 280,356   |
| 特別利益         |        |           |
| 固定資産売却益      | 9,560  | 9,560     |
| 特別損失         |        |           |
| 固定資産撤去費用     | 31,000 | 31,000    |
| 税引前当期純利益     |        | 258,917   |
| 法人税・住民税及び事業税 | 61,860 |           |
| 法人税等調整額      | 45,314 | 107,174   |
| 当期純利益        |        | 151,742   |

## 株主資本等変動計算書

(自 2025年1月1日)  
(至 2025年12月31日)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |          |         |
|-------------------------|---------|-----------|----------|---------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          |         |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当 期 首 残 高               | 798,288 | 600,052   | 7,603    | 607,655 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |          |         |
| 剰余金の配当                  |         |           |          |         |
| 当期純利益                   |         |           |          |         |
| 自己株式の取得                 |         |           |          |         |
| 自己株式の処分<br>(譲渡制限付株式報酬)  |         |           | 833      | 833     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |          |         |
| 当期変動額合計                 | -       | -         | 833      | 833     |
| 当 期 末 残 高               | 798,288 | 600,052   | 8,437    | 608,489 |

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |             |           |             |                 |          |            |
|-------------------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------------|----------|------------|
|                         | 利 益 剰 余 金 |             |           |             |                 | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |
|                         | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金    |           |             | 利益<br>剰余金<br>合計 |          |            |
|                         |           | 配当平均<br>積立金 | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |                 |          |            |
| 当 期 首 残 高               | 199,572   | 300,000     | 6,138,000 | 1,080,672   | 7,718,244       | △192,795 | 8,931,393  |
| 当 期 変 動 額               |           |             |           |             |                 |          |            |
| 剰余金の配当                  |           |             |           | △221,110    | △221,110        |          | △221,110   |
| 当期純利益                   |           |             |           | 151,742     | 151,742         |          | 151,742    |
| 自己株式の取得                 |           |             |           |             |                 | △213,169 | △213,169   |
| 自己株式の処分<br>(譲渡制限付株式報酬)  |           |             |           |             |                 | 9,327    | 10,160     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |           |             |           |             |                 |          |            |
| 当期変動額合計                 | -         | -           | -         | △69,367     | △69,367         | △203,842 | △272,376   |
| 当 期 末 残 高               | 199,572   | 300,000     | 6,138,000 | 1,011,305   | 7,648,877       | △396,638 | 8,659,016  |

(単位：千円)

|                         | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計     |
|-------------------------|--------------|------------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当期首残高                   | 404,425      | 404,425    | 9,335,818 |
| 当期変動額                   |              |            |           |
| 剰余金の配当                  |              |            | △221,110  |
| 当期純利益                   |              |            | 151,742   |
| 自己株式の取得                 |              |            | △213,169  |
| 自己株式の処分<br>(譲渡制限付株式報酬)  |              |            | 10,160    |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | 308,149      | 308,149    | 308,149   |
| 当期変動額合計                 | 308,149      | 308,149    | 35,773    |
| 当期末残高                   | 712,574      | 712,574    | 9,371,591 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原材料……………移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 31～47年

構築物 10～40年

機械装置 10年

車両運搬具 5年

工具器具備品 5～10年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)……ソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)による定額法

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法に基づく按分額をそれぞれ発生翌期

から費用処理することとしております。

なお、当事業年度において年金資産残高が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、当該金額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しておりません。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社はビジネスフォーム等の印刷販売及びデータプリントサービスを主とした事業を行っております。印刷物等の製造・販売につきましては、顧客との契約に基づいて約束した製品及び商品を引き渡す義務を負っており、当該製品及び商品の引き渡し時点で顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し履行義務が充足されることから収益を認識しております。なお、国内販売のみであることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点において収益を認識しております。また、印刷物等の製造・販売のほか関連する管理・運営等のサービス及びシステム開発を行っております。これらにつきましては、顧客との契約に基づく履行義務の充足に伴い、一定期間にわたり収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

### 2. 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、これによる計算書類への影響はありません。

### 3. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、営業外費用の「雑損失」に含めておりました「支払手数料」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

前事業年度において、独立掲記しておりました営業外費用の「障害者雇用納付金」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より営業外費用の「雑損失」に含めて表示しております。

4. 貸借対照表関係

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,789,202千円
- (2) 決算期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理は、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当決算期末日が金融機関の休日であったため、次の決算期末日満期手形及び電子記録債権が決算期末日残高に含まれております。
- 受取手形 1,981千円  
電子記録債権 4,016千円
- (3) 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。
- 売掛金 976,482千円  
契約資産 5,829千円
- (4) 取締役、監査役に対する金銭債務 33,200千円  
長期金銭債務

5. 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 5,815,294株
- (2) 事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 434,157株
- (3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------|--------------|-------------|------------|
| 2025年3月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 111,138千円 | 20.00円       | 2024年12月31日 | 2025年3月31日 |
| 2025年8月8日<br>取締役会    | 普通株式  | 109,971千円 | 20.00円       | 2025年6月30日  | 2025年8月29日 |

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2026年3月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

イ. 配当金の総額 134,528千円

ロ. 1株当たり配当額 25.00円

ハ. 基準日 2025年12月31日

ニ. 効力発生日 2026年3月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 6. 収益認識関係

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

| 製品区分          | 金額（千円）    |
|---------------|-----------|
| 印刷関連          | 2,462,819 |
| DP P          | 4,696,307 |
| WEB           | 132,539   |
| BPO           | 452,110   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 7,743,777 |
| その他の収益        | —         |
| 外部顧客への売上高     | 7,743,777 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

|               | 当事業年度（千円） |           |
|---------------|-----------|-----------|
|               | 期首残高      | 期末残高      |
| 顧客との契約から生じた債権 | 931,317   | 1,012,679 |
| 契約資産          | —         | 5,829     |
| 契約負債          | 35,364    | 13,671    |

契約資産は、顧客との契約について進捗度に応じて認識した収益額のうち未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、貸借対照表上、「前受金」に計上しております。契約負債は、顧客との契約履行に先立ち受領した対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、31,035千円であります。また、契約負債の増減は前受金の受取（契約負債の増加）と収益認識（契約負債の減少）によるものであります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 7. 金融商品関係

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組み方針

当社は、資金調達については、運転資金及び設備投資計画に照らして必要な資金を金融機関から借入により調達しております。また資金運用については、投機目的による取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、株式、投資信託及び社債であり、市場価格の変動リスク及び株式・債券等発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、4ヶ月以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に基づき、各営業所が取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスク（市場価格や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、必要に応じて保有の見直しを図っております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| 区分      | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|---------|------------------|-----------|---------|
| 投資有価証券  |                  |           |         |
| その他有価証券 | 1,803,584        | 1,803,584 | -       |

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金及び契約資産」、「立替金」、「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」、「未払法人税等」については、現金又は短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。また、リース債務につきましては重要性が乏しいため、注記を省略しております。

2. 投資信託は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、上表の「投資有価証券」に含まれております。

3. 市場価格のない株式等は、上表の「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区 分   | 当事業年度 (千円) |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 5,350      |

#### 4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

|                   | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-------------------|-----------|--------------|---------------|-----------|
| 現金及び預金            | 3,307,864 | —            | —             | —         |
| 受取手形              | 11,564    | —            | —             | —         |
| 電子記録債権            | 24,631    | —            | —             | —         |
| 売掛金及び契約資産         | 982,311   | —            | —             | —         |
| 投資有価証券            |           |              |               |           |
| その他有価証券のうち満期があるもの | —         | 100,000      | 120,000       | —         |
| 立替金               | 256,196   | —            | —             | —         |
| 合計                | 4,582,568 | 100,000      | 120,000       | —         |

#### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算出に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分      | 時価 (千円)   |         |      |           |
|---------|-----------|---------|------|-----------|
|         | レベル1      | レベル2    | レベル3 | 合計        |
| 資産      |           |         |      |           |
| 投資有価証券  |           |         |      |           |
| その他有価証券 |           |         |      |           |
| 株式      | 1,360,227 | —       | —    | 1,360,227 |
| 債券      | —         | 207,927 | —    | 207,927   |
| 投資信託    | —         | 235,430 | —    | 235,430   |
| 計       | 1,360,227 | 443,357 | —    | 1,803,584 |

#### ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

##### 投資有価証券

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債権につきましては、取引金融機関から提示された基準価格等によっており、インプット等の市場での観察可能性に基づき、レベル2またはレベル3の時価に分類しております。投資信託は、公表されている基準価額を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産関係  
 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 未払事業税     | 4,838千円   |
| 未払役員退職慰労金 | 10,464千円  |
| 会員権評価損    | 17,005千円  |
| 投資有価証券評価損 | 8,962千円   |
| 減損損失      | 8,064千円   |
| 資産除去債務    | 31,936千円  |
| 貸倒引当金     | 2,913千円   |
| 賞与引当金     | 19,637千円  |
| 減価償却費     | 27,817千円  |
| その他       | 25,944千円  |
| 繰延税金資産小計  | 157,585千円 |
| 評価性引当額    | △65,235千円 |
| 繰延税金資産合計  | 92,350千円  |

繰延税金負債

|              |            |
|--------------|------------|
| その他有価証券評価差額金 | △327,984千円 |
| 前払年金費用       | △212,026千円 |
| 資産除去債務       | △6,301千円   |
| 繰延税金負債合計     | △546,312千円 |
| 繰延税金負債の純額    | △453,962千円 |

## 10. 退職給付関係

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、一般従業員に対して確定給付年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

### (2) 退職給付債務に関する事項（2025年12月31日現在）

|             |           |
|-------------|-----------|
|             | (単位：千円)   |
| 退職給付債務      | △985,408  |
| 年金資産        | 1,947,076 |
| 未積立退職給付債務   | 961,668   |
| 未認識数理計算上の差異 | △288,994  |
| 前払年金費用      | 672,673   |

### (3) 退職給付費用に関する事項（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

|                |         |
|----------------|---------|
|                | (単位：千円) |
| 勤務費用           | 72,274  |
| 利息費用           | 9,628   |
| 期待運用収益         | △39,072 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △20,633 |
| 退職給付費用         | 22,196  |

### (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                |         |
|----------------|---------|
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| 割引率            | 1.846%  |
| 長期期待運用収益率      | 2.0%    |
| 数理計算上の差異の処理年数  | 10年     |

## 11. 関連当事者との取引関係

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 12. 1株当たり情報

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,741円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 27円73銭    |

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

光ビジネスフォーム株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 會澤 正志

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 久美子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、光ビジネスフォーム株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

光ビジネスフォーム株式会社 監査役会

|                  |         |   |
|------------------|---------|---|
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 金 光 明 洋 | Ⓢ |
| 監 査 役            | 山 内 政 幸 | Ⓢ |
| 監 査 役<br>(社外監査役) | 田 端 達   | Ⓢ |
| 監 査 役<br>(社外監査役) | 宮 下 晃   | Ⓢ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 会社提案（第1号議案から第3号議案まで）

#### <会社提案>

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置づけ、安定的な配当を基本としながら、当期の業績や今後の事業展開等を勘案し、以下のとおり剰余金の配当（第58期期末配当）をさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円

配当総額 134,528,425円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2026年3月30日

##### (4) 第58期期末配当金の支払開始日 2026年4月20日

当期の期末配当金のお支払いにつきましては、株主様1名から第4号議案「剰余金を処分する件」のご提案がありましたことから、同議案が可決された場合の配当金支払事務を行ううえで必要な期間の都合上、会社提案に係る配当金につきましても支払開始日を2026年4月20日とさせていただきます。

例年より支払いが遅れますことをご詫言申し上げます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<会社提案>

第2号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 | 当社との特別の利害関係 |
|-------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|
| 1     | まつもと やすひろ<br>松本康宏<br>(1961年3月24日生) | 1984年4月当社入社<br>2008年3月新宿営業所長<br>2012年4月執行役員新宿営業所長<br>2013年3月取締役営業副本部長兼新宿営業所長<br>2017年4月常務取締役営業副本部長<br>2019年3月代表取締役社長<br>(現在に至る)                                                                                                       | 56,983株    | なし          |
| 2     | わたなべ ひろし<br>渡邊宏志<br>(1973年5月11日生)  | 1997年3月当社入社<br>2018年9月営業企画部長<br>2020年4月営業本部副本部長兼営業企画部長<br>2021年1月営業本部副本部長兼営業企画部長<br>兼首都圏ソリューション営業部長<br>2021年3月取締役営業本部副本部長兼営業企画部長<br>兼首都圏ソリューション営業部長<br>2023年1月取締役営業本部副本部長兼営業企画部長<br>2025年1月取締役営業副本部長<br>2025年4月常務取締役営業副本部長<br>(現在に至る) | 6,588株     | なし          |
| 3     | おかの ひろし<br>岡野寛<br>(1968年4月23日生)    | 2016年4月(株)みずほ銀行目黒支店長<br>2019年4月同行熊本支店長<br>2022年9月同行より当社へ出向<br>2023年1月当社総務部長<br>2023年3月当社入社<br>2023年4月執行役員人事総務部長<br>2025年3月取締役人事総務部長<br>2025年4月取締役管理副本部長兼人事総務部長<br>2025年5月取締役管理副本部長兼人事総務部長兼経理部長<br>(現在に至る)                             | 1,832株     | なし          |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社株式<br>の 数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-----------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|
| 4         | よこ やま とも ゆき<br>横 山 友 之<br>(1975年6月5日生)    | <p>2002年10月監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社</p> <p>2006年12月公認会計士登録</p> <p>2009年4月デロイトトーマツFAS(株)(現デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー(同))出向</p> <p>2009年7月横山経営会計事務所設立（現任）<br/>税理士登録</p> <p>2011年5月ポケットカード(株)監査役</p> <p>2016年5月ポケットカード(株)取締役</p> <p>2018年5月ポケットカード(株)取締役退任</p> <p>2019年3月当社取締役（現任）</p> <p>2021年3月（一社）立飛教育文化振興会理事長(現任)</p> <p>2022年3月太洋物産(株)社外取締役（監査等委員）(現任)</p> <p>2022年4月TRIBAWL(株)社外取締役（現任）</p> <p>2022年5月(株)ジー・スリーホールディングス社外取締役（監査等委員）</p> <p>2022年10月(株)Blue Seed代表取締役（現任）</p> <p>2024年8月(株)ラックランド社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2025年6月nmsホールディングス(株)社外取締役(監査等委員）（現任）</p> <p>2025年8月(株)ジー・スリーホールディングス社外取締役（監査等委員）退任（現在に至る）</p> | 0株                  | なし                  |
| 5         | お が わ ま み こ<br>小 河 満 美 子<br>(1965年8月24日生) | <p>2007年11月(株)みずほ銀行粕江支店長</p> <p>2010年10月同行横浜ダイレクトバンキングセンター所長</p> <p>2014年4月同行石神井支店長</p> <p>2017年4月同行新松戸支店長</p> <p>2020年10月みずほファクター(株)ファクタリング事務部長</p> <p>2022年3月当社取締役（現任）</p> <p>2024年3月オレンジ(株)取締役</p> <p>2024年10月オレンジ(株)代表取締役（現任）（現在に至る）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 0株                  | なし                  |

| 候補者番号 | 氏名(生年月日)                  | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 | 当社との特別の利害関係 |
|-------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|
| 6     | かわ 川崎 修一<br>(1973年1月18日生) | 2004年10月最高裁判所司法研修所終了(57期)、弁護士登録<br>2011年10月川崎修一法律事務所(現 弁護士法人久屋総合法律事務所)代表弁護士(現任)<br>2014年11月(株)サンヨーハウジング名古屋(現 (株)AVANTIA)社外監査役(現任)<br>2022年4月愛知大学大学院法務研究科教授(現任)<br>2022年4月(株)CCT代表取締役(現任)<br>2024年6月(株)飛鳥ホールディングス監査役(現任)<br>2024年6月(株)SDSホールディングス取締役(監査等委員)(現任)<br>(現在に至る) | 0株         | なし          |

- (注) 1. 横山友之氏および小河満美子氏は現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は横山友之氏は本総会最終の時をもって7年、小河満美子氏は本総会最終の時をもって4年です。
2. 横山友之氏は、公認会計士として財務・会計に関する高い専門性を有していることから、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけのもので判断しております。また同氏は東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる判断要素のいずれにも該当しないことから独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が取締役として選任された場合、当社は引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 小河満美子氏は、(株)みずほ銀行の支店長ほかみずほフィナンシャルグループの要職を長年に亘り歴任し、財務・会計・内部統制に関する相当程度の知見を有していることから、選任された場合は、社外取締役としてその経験や知識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場、さらに女性の視点から、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしていただけたものと判断しております。また同氏は東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる判断要素のいずれにも該当しないことから独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が取締役として選任された場合、当社は引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 川崎修一氏は、新任の社外取締役候補者であります。
5. 川崎修一氏は、上場会社をはじめ企業の監査役、取締役監査等委員としての数多の経歴と、弁護士としての法律、企業経営に関する多くの知見を有しており、豊富な実務経験や高度な専門知識に基づき、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしていただけたものと判断しております。また同氏は東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる判断要素のいずれにも該当しないことから、同氏が取締役として選任された場合、当社は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 社外取締役候補者である横山友之氏、小河満美子氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を継続する予定です。
7. 社外取締役候補者である川崎修一氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定です。

## <会社提案>

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役山内政幸氏、田端達氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 | 当社との特別の利害関係 |
|-------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------|
| 1     | おおみや たくし<br>大宮 健<br>(1961年1月31日生)  | 2014年4月当社入社 執行役員総務部長<br>2015年3月取締役総務部長<br>2019年4月常務取締役管理本部長兼総務部長兼経理部長<br>2023年1月常務取締役管理本部長兼経営企画室長兼経理部長<br>2023年4月専務取締役管理本部長兼経営企画室長兼経理部長<br>2025年1月専務取締役管理本部長兼経営企画室長<br>2025年4月専務取締役経営企画室長<br>(現在に至る)                                                                                        | 26,360株    | なし          |
| 2     | しのつか ゆうじ<br>篠塚 裕司<br>(1964年4月30日生) | 2009年6月 大和証券(株) 経営企画部部長<br>2009年7月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント(株) 代表取締役副社長<br>2019年8月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント(株) 取締役<br>グッドタイムリビング(株)代表取締役副社長<br>2021年4月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント(株) 代表取締役副社長<br>グッドタイムリビング(株) 取締役<br>2025年3月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント(株) 代表取締役副社長、グッドタイムリビング(株) 取締役退任<br>(現在に至る) | 0株         | なし          |

- (注) 1. 大宮健氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 大宮健氏は、当社のコンプライアンス、経営企画、財務、法務、人事等の各部門の業務に精通しており、2019年からは常務取締役、2023年からは専務取締役として、各分野の強化に貢献してまいりました。これまでに培われた知見や豊富な経験に基づき、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしていただけると判断しております。
3. 篠塚裕司氏は、新任の社外監査役候補者であります。
4. 篠塚裕司氏は、これまで大和証券(株)及び同グループ会社の要職を長年に亘り経験し、財務および会計に関する相当程度の専門的知見を有しており、社外監査役としてその経験や知識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしていただけると判断しております。
5. 監査役候補者である大宮健氏および社外監査役候補者である篠塚裕司氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定です。

(ご参考) 取締役および監査役の専門性と経験 (スキルマトリックス)

選任後の取締役および監査役の主要な専門性と経験は、次のとおりであります。

| 氏名  | 地位     | 専門性と経験        |           |               |                |              |           |     |   |
|-----|--------|---------------|-----------|---------------|----------------|--------------|-----------|-----|---|
|     |        | 企業<br>経営      | 製造・<br>調達 | IT・<br>情報システム | 営業・<br>マーケティング | 法務・<br>リスク管理 | 財務・<br>会計 | ESG |   |
| 取締役 | 松本 康宏  | 代表取締役<br>社長   | ○         | ○             | ○              | ○            |           | ○   | ○ |
|     | 渡邊 宏志  | 常務取締役         |           | ○             | ○              | ○            |           |     | ○ |
|     | 岡野 寛   | 取締役           | ○         |               | ○              |              | ○         | ○   | ○ |
|     | 横山 友之  | 取締役<br>(社外)   |           |               |                |              |           | ○   |   |
|     | 小河 満美子 | 取締役<br>(社外)   | ○         |               |                |              |           | ○   |   |
|     | 川崎 修一  | 取締役<br>(社外)   | ○         |               |                |              | ○         |     |   |
| 監査役 | 金光明 洋  | 常勤監査役<br>(社外) | ○         |               |                |              | ○         | ○   |   |
|     | 大宮 健   | 監査役           | ○         |               |                |              | ○         | ○   | ○ |
|     | 宮下 晃   | 監査役<br>(社外)   | ○         |               |                | ○            |           | ○   |   |
|     | 篠塚 裕司  | 監査役<br>(社外)   | ○         |               |                |              |           | ○   |   |

## 株主提案（第4号議案から第6号議案まで）

第4号議案から第6号議案までは、当社株主であるESG投資事業組合様（以下「本提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

以下の提案の内容（議案の要領）及び提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所を原文のまま記載しております。

### <株主提案>

#### 第4号議案 剰余金を処分する件

##### ア 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同議案とは独立して追加で提案するものである。

- ・ 配当財産の種類  
金銭

- ・ 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

1株当たりにつき、以下の①または②のいずれか高い方の金額とする。① 金102円 ② 2025年12月末日時点の純資産合計額に6%を乗じた金額（配当総額）を、同日現在の発行済株式総数（自己株式を除く）で除した金額（1円未満切り捨て）

ただし、本定時株主総会において当社取締役会が提案する剰余金配当議案が可決された場合は、当該決議により支払われる配当金額を上記金額から控除した残額を、取締役会提案による配当金に上乘せして配当するものとする。

- ・ 剰余金の配当の効力が生じる日

定時株主総会の日の翌営業日

- ・ 配当金支払開始日

定時株主総会の日の翌営業日から起算して、3週間後の日

##### イ 提案の理由

当社が2025年2月に修正公表した中期経営計画において掲げる「資本コストや株価を意識した経営」を形式的な宣言に終わらせることなく、実効性を担保し、確実な遂行を期するため、以下の通り自己資本配当率（DOE）6%を基準とした配当を提案する。

#### ① 投資効率の検証と再投資規律の再確立

直近の2025年12月期第3四半期決算によれば、既存の印刷関連およびDPP事業が堅調に推移する一方で、成長分野と位置づけられたWEB事業（前年同期比50.0%減）およびBPO事業（同37.7%減）は大幅な減収に沈んでいる。これら成長分野の将来性を考慮したとしても、現状の大幅な減収は、再投資

された資本が収益を生むことなく毀損されている。株主資本コスト（約5%）を意識した経営を行うならば、再投資は少なくともこの最低限充足すべき収益水準を上回る収益を生む確証が必要不可欠であり、現状の投資効率の低迷は早急には是正されなければならない。

#### ② 過剰な自己資本による経営の緊張感欠如の是正

当社の自己資本比率80%という水準は極めて過剰であり、低利な負債による資本コスト低減のメリットを悉く放棄している。また、潤沢な内部留保が経営のセーフティネットとして機能しすぎた結果、成長分野における甘い事業見通しや不徹底な施策が放置されるという、経営の規律緩慢を招いていることは明白である。D O E 6%の導入により自己資本を適正化し、経営陣に対し「配当利回りを上回る収益を確保すべきである」という健全な緊張感をもたらすべきである。

#### ③ 成長投資と高水準還元の両立性

新拠点建設等に約25～30億円を投じる計画があるものの、当社の現預金水準および自己資本の厚みに鑑みれば、当該投資を実行した上でもD O E 6%水準の配当を実施する財務的余力は十二分に存在する。

#### ④ 中長期的な企業価値および経営権の防衛

高水準な還元方針の明文化は、市場評価を高め、P B R 1倍割れに伴う外部からの買収リスクを低減させるための、独立した経営体制を守る合理的かつ不可避な防衛策である。

### <本議案に対する当社取締役会の意見>

当社取締役会としては、本議案に反対します。

#### 反対の理由

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、将来の成長に向けた事業投資に必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

2025年12月期の業績は、厳しい事業環境が継続する中、期初の予想を下回る見込みで推移しました。しかしながら、このような状況下においても、当社は「資本コストや株価を意識した経営」をより一層推進していく方針です。すでに公表しております中期経営計画では、「2026年度に年間50円の配当」を目指すことを掲げておりましたが、この目標達成を前倒しし、早期に株主価値の向上を図ることが重要であると判断いたしました。この判断に基づき、財務状況およびキャッシュ・フローを総合的に勘案した結果、2025年12月期の期末配当については、中期

経営計画の目標水準を踏まえ1株当たり25円に修正（増配）することといたしました。

中期経営計画を2024年2月に公表した後、売上および利益面においては計画の下方修正が続く結果となり、株主の皆様には大変ご心配をおかけしていることと存じます。その主な要因は、中期経営計画に示したWEB開発業務、BPO業務といった新事業分野への取り組みが想定した程度には実績に結びつかなかったものであります。しかしながら、新事業分野の取り組みの中から、WEB開発業務やBPO業務を行う他企業との競合を通じて、新たなビジネス関係の構築や、アウトソーシング・ニーズの掘り起こしに成功し、結果的にコアビジネスである印刷業務やDPP業務の実績に結びつきました。

そのため、2025年10月に公表したとおり、旧高尾工場の現有の建物を解体して新築する方針から、現有の建物を修繕・改修して再利用する方針に変更し、投資規模も当初想定した「20億円から25億円」から約5億円で縮小することといたしました。

印刷業界全般においてペーパーレスの動きが加速する中、データプリント業務をコア事業として生き残りを図り、その間に情報セキュリティへの投資や人的資本への投資拡大により堅固なコアビジネスの維持と新規事業の実力を蓄え、不測の事態に対する運転資金を確保することにより、お取引先やサプライヤーの皆様にも安心してご協力いただき、株主の皆様にも継続的に成果を還元するためには現有程度の自己資本は不可欠と考えております。

当社は、株主還元を目的として機動的な自己株式の取得を実施しており、中期経営計画を2024年2月に公表した後、2026年2月3日までに約231千株（発行済株式総数の約3.9%）を取得しております。そして、2025年12月期の期末配当を25円（通期で45円）とすることにより、通期の配当性向は161%（配当総額244百万円）となり、自己株式の取得（通期で総額213百万円）と合わせた総還元性向は301%となります（総還元額457百万円）。また、2024年12月期においても通期で38円の配当及び自己株式の取得（通期で総額26百万円）を実施しており、配当性向は131%（配当総額211百万円）、総還元性向は147%となっています（総還元額238百万円）。このように、2年連続で配当総額は税引後当期純利益を上回る金額となっており、「資本コストや株価を意識した経営」の観点から、株主価値の向上を図るために現時点で可能な最大限の施策であると確信しております。

なお、自己株式の取得は、ROE（自己資本利益率）やEPS（1株当たり純利益）の向上に資するものであり、今後も機動的に実施を検討してまいります。

以上より、「自己資本配当率（DOE）6%」を基準とする本議案は、短期的な株主還元には寄与するとしても、当社の株主還元の基本方針および中長期的な成長に不可欠な資金の活用策に合致せず、当社の企業価値及び株主利益の向上を図る観点から、本議案にかかる剰余金の処分を行うことは適切ではないと判断し、当社取締役会としては本議案に反対いたします。

## <株主提案>

### 第5号議案 社外監査役 金光明洋氏解任の件

#### ア 議案の要領

社外監査役 金光明洋氏を解任する。

#### イ 提案の理由

##### ① 特定利害関係者による監査役会の独占と構造的欠陥

当社の監査役会は、全員がメインバンク、主幹事証券、特定取引先の出身者、あるいは社内出身者で固められている。このような「利害関係者による監視枠の独占」は、執行側との心理的距離を消失させ、経営陣に対する峻烈な是正勧告を構造的に困難にしている。

##### ② 監査の独立性の外観喪失による市場対話能力の構造的不全

独立した検証能力という「外観」は、株主との建設的な対話を成立させるための不可欠な前提条件である。然るに、監査役会の独立性が客観的に担保されていない現状では、経営陣がいかに意欲的な事業計画を語ろうとも、その内容を「利害関係のない立場から適正と認めた証左」が存在しない。この信認の欠如こそが、長期にわたるPBR1倍割れという市場の拒絶を招いている真因である。市場からの信頼を回復し、経営説明の正当性を担保するためには、既存の構造を打破し、体制を根本から刷新する必要がある。

## <本議案に対する当社取締役会の意見>

当社取締役会としては、本議案に反対します。

#### 反対の理由

監査役 金光明洋氏（以下「金光監査役」といいます。）は、2024年3月28日開催の第56回定時株主総会にて承認可決されて監査役に就任し、内部監査部門での要職を歴任した経験等を活かし、常勤監査役として業務執行の監査を行っております。また、就任以降開催されたすべての取締役会、監査役会に出席し、豊富な実務経験と企業経営についての専門的知見をもって、その意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行っており、十分にその職責を果たしてお

ります。したがって、金光監査役の留任は当社の企業価値向上および株主共同の利益に資するものであると考えます。

なお、本提案株主は、金光監査役の解任理由として、金光監査役が「特定利害関係者」であり、監査役会の独立性が客観的に担保されていないことなどを挙げておりますが、当社と金光監査役との間には、特別の利害関係はありません。また、金光監査役は、東京証券取引所が定める独立性基準にも抵触しておらず、当社は金光監査役を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。加えて、当社は、金光監査役の出身であるみずほ銀行からの借入がないため、同行は「メインバンク」とは言えず、「主要な取引先」にも該当しません。金光監査役の選任議案は、第56回定時株主総会において89.4%の賛成率で承認可決されており、金光監査役の監査役として選任には多くの株主の皆様ご理解も得られているものです。

また、金光監査役が、職務執行上の不正行為や法令または定款に違反する行為を行ったという事実はありません。したがって、金光監査役を解任すべき正当な理由および必要性はありません。

当社取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

## <株主提案>

### 第6号議案 監査役 宮下晃氏解任の件

#### ア 議案の要領

監査役 宮下 晃 氏を解任する。

#### イ 提案の理由

##### ① 特定利害関係者による監査役ポストの慣例的な占有

宮下氏は、当社の特定取引先であるNXグループ出身である。みずほ、大和、NXと当社を取り巻く利害関係組織の出身者のみで監査役会を構成する人選は、監視機能を「特定グループ間の互助的な指定席」へと変質させるものである。このような、客観的な独立性よりも特定勢力との関係維持を優先したポストの私物化は容認できない。

##### ② 体制刷新の意思の欠如と説明責任の放棄

ガバナンス正常化が喫緊の課題である中で、敢えて別の利害関係者を監査役会に招き入れる経営判断は、取締役会が「独立性の外観」という市場信頼の基礎を意図的に無視している証左である。構造的不全を永續させるこの人選を拒絶し、利害関係に依存しない真に独立した監査体制への刷新を求める。

## <本議案に対する当社取締役会の意見>

当社取締役会としては、本議案に反対します。

### 反対の理由

監査役 宮下晃 氏（以下「宮下監査役」といいます。）は、2025年3月25日開催の第57回定時株主総会にて承認可決されて監査役に就任し、就任以降開催されたすべての取締役会、監査役会に出席し、業務管理者としての経験や財務・会計に関する幅広い知識をもって、その意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行っており、十分にその職責を果たしております。したがって、宮下監査役の留任は当社の企業価値向上および株主共同の利益に資するものであると考えます。

なお、本提案株主は宮下監査役の解任理由として、宮下監査役が「特定利害関

係者」であり、「利害関係に依存しない真に独立した監査体制への刷新を求める」ことなどを挙げておりますが、当社と宮下監査役との間には、特別の利害関係はありません。また、宮下監査役の出身であるNXグループは、当社の「主要な取引先」には該当しません。宮下監査役の選任議案は、第57回定時株主総会において97.6%の賛成率で承認可決されており、宮下監査役の監査役として選任には多くの株主の皆様の理解も得られているものです。

さらに、宮下監査役が、職務執行上の不正行為や法令または定款に違反する行為を行ったという事実はありません。したがって、宮下監査役を解任すべき正当な理由および必要性はありません。

当社取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

以 上

# 株主総会会場ご案内

会場 東京都八王子市東浅川町553番地  
光ビジネスフォーム株式会社 本社  
※ 会場が昨年と異なりますのでご注意ください。

交通 JR、京王電鉄、高尾駅から徒歩15分

